高知県事前復興まちづくり推進プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第１条　本県は、全国に先行して人口減少が進行しており、この状況下で南海トラフ地震が発生すると、人口流出がさらに加速し、地域の活力が著しく低下するおそれがある。

　このことから、南海トラフ地震発生後の人口流出を防ぎ、持続可能なまちづくりの実現を図るため、市町村の事前復興まちづくり計画に基づく住宅等の事前移転に向けた、技術的及び財政的な支援策を検討する「高知県事前復興まちづくり推進プロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　ＰＴは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）事前復興まちづくり計画の策定推進に関すること。

（２）事前復興まちづくり計画に基づく移転事業の推進に関すること

（３）市町村に対する技術的及び財政的な支援方策の検討に関すること。

（４）関係部局間における情報共有及び連携調整に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　ＰＴには、チーム長、副チーム長及びチーム員を置く。

２　チーム長は、危機管理部長の職にある者をもって充て、ＰＴの会務を総理する。

３　副チーム長は、総務部長及び土木部長の職にある者をもって充て、チーム長を補佐する。

４　チーム員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第４条　ＰＴの会議（以下「会議」という。）は、チーム長が召集し、自ら議長となる。

２　会議は、必要に応じて関係部局の職員その他の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（設置期間）

第５条　ＰＴは、令和８年９月17日から令和13年３月31日までの間、設置する。

（事務局）

第６条　ＰＴの事務局は、危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、ＰＴの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月17日から施行する。

別表

構成員	職
チーム長	危機管理部長
副チーム長	総務部長
	土木部長
チーム員	総務部財政課長
	総務部市町村振興課長
	健康政策部保健政策課長
	子ども・福祉政策部地域福祉政策課長
	土木部防災砂防課長
	土木部都市計画課長
	土木部住宅課長
	教育委員会教育政策課長
	警察本部装備施設課長